［略］ 上記⑷の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第２項第３号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。 具体的には、「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ、①法第69条第２項第３号に規定する者に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。 ［略］ ５－５－３　［略］ ５－６・５－７　［略］ ６～11　［略］	［同左］ 上記⑷の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第２項第３号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。 具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。 ［同左］ ５－５－３　［同左］ ５－６・５－７　［同左］ ６～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第十七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十二日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）
目次 ［略］ ［１～３　略］ ４　個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準 ４－１　適切かつ合理的な方法（規則第16条第１号関係） ［略］ また、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システム又はグローバル越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システム（※）の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。	目次 ［同左］ ［１～３　同左］ ４　個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準 ４－１　適切かつ合理的な方法（規則第16条第１号関係） ［同左］ また、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）の越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システム（※）の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。